

昭島市民図書館  
基本方針・基本計画（答申案）

昭島市民図書館協議会

## はじめに

昭島市民図書館は、昭和 48 年 5 月の開館以来一貫して、市民生活に欠かすことのできない生涯にわたる自主的学習の場として、多くの市民の方々に愛され、親しまれ、市民の暮らしに役立つ図書館としての運営を目指してまいりました。

市では、このように開館以来一貫した運営方針を守るのと同時に、開館から 40 年あまり、社会を取り巻く環境が大きく変化し、それに伴い市民一人一人の意識も多様化している現代において、その時代の変化を的確に捉え、個々のニーズに応じていくことも重要な課題としてとらえています。

さまざまな社会状況を取り巻く大きな変化の一つに、市民活動の多様化、活発化があります。なかでも団塊の世代やシニア世代の社会参加意欲や生涯学習への取り組み意欲は非常に高まっており、現役世代においても、資格取得など自己実現に向けた取り組みを行う人々が増えております。

もう一つの大きな変化は、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の高度化です。インターネットの普及に伴い、人々が入手できる情報量は飛躍的に増え、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）など新しい情報発信の手段は、コミュニケーションのあり方の多様化や第三者との情報共有を容易にさせ、新たなコミュニティの形成を可能にしてきました。

市では、こうした時代の変化に適合した教養文化施設の建設のために、平成 8 年度より、前庁舎跡地に新たに図書館を含む社会教育関係の複合施設を建設する計画を皮切りに、計画地の変更等を経て、平成 27 年度より旧つつじが丘南小学校跡地を利用し、新たに児童福祉関係の機能も加えた（仮称）教育福祉総合センターの基本設計に着手いたしました。その中の中核施設として、新しい図書館の建設も控えております。

この「昭島市民図書館基本方針・基本計画」は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）」を踏まえ、新たな時代のニーズに応じて行く新たな図書館の方向性を定め、今後建設される新図書館を中心として、現在の分館・分室、東部地区に新たに計画を予定している図書館も加えた図書館ネットワークの構築も含めた考え方を示し、図書館が次世代へ受け継がれる有形・無形の知的財産を守る知の拠点として、継続して運営をしていくことを目的に策定をいたします。

# 目 次

第1章 昭島市民図書館の現状と課題.....	1
1 施設の概要.....	1
2 開館日及び開館時間.....	3
3 図書館サービス.....	3
第2章 基本的な考え方（基本方針）.....	8
1 基本理念.....	8
2 基本目標.....	8
第3章 これからの昭島市民図書館.....	11
1 新しい図書館の整備.....	11
2 図書館運営について.....	11
第4章 基本方針・基本計画の実現に向けて.....	13
1 基本方針・基本計画の位置付け.....	13
2 運営方針とサービス目標の設定.....	13
3 計画の進行管理.....	13
4 計画の見直し.....	14
〈資料1〉 昭島市市民図書館協議会条例.....	15
〈資料2〉 昭島市民図書館協議会委員名簿.....	17
〈資料3〉 昭島市民図書館協議会開催経過.....	18

## 第1章 昭島市民図書館の現状と課題

### 1 施設の概要

現市民図書館は、昭島都市計画道路事業3・2・11号による道路幅の拡幅に伴い、平成31年度中に取り壊す予定です。40年余り地域の皆様に愛された図書館の取り壊しに伴う代替施設への地元の強い要望と、市内図書館ネットワークの充実の必要性から今後、市東部地区への新たな分館の開館が課題となっています。

また、移動図書館車「もくせい号」は、昭和62年10月の運行開始以来、図書館への来館が困難な方のために、市立会館、公園、病院などへの巡回を続けてまいりました。途中、平成9年に車輛を入れ替えましたが、19年余り使用した車体は老朽化が激しく、また、今後部品の供給等維持管理の困難が予想されます。新たな車輛の購入には多額の費用を要し、また、平成25年度に実施された事務事業外部評価においては、「移動図書館の使命は終わったのではないか、廃止を検討すべき時期に来ていると考える」との助言をいただいていることを踏まえ、今後の運用について慎重に検討していく必要があります。

#### 市民図書館

所在地	昭島市東町二丁目6番33号		
開館	昭和48年5月12日		
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階		
面積	敷地	1624.17 m <sup>2</sup>	
	延床	1505.48 m <sup>2</sup>	
	地階	28.62 m <sup>2</sup> (エレベーター機械室等)	
	1階	579.69 m <sup>2</sup> (開架、閲覧室)	
	2階	588.33 m <sup>2</sup> (開架、閲覧室、閉架書庫)	
3階	308.84 m <sup>2</sup> (整理作業室、事務室等)		

#### 昭和分館

所在地	昭島市松原町一丁目2番25号		
構造	鉄筋コンクリート造 1階部分の1室		
開館	昭和48年5月26日		
面積	72.00 m <sup>2</sup> (市立昭和会館の併設施設)		

#### 緑分館

所在地	昭島市緑町四丁目13番26号		
構造	鉄筋コンクリート造 1階部分の1室		
開館	平成5年7月1日		
面積	110.25 m <sup>2</sup> (市立緑会館の併設施設)		

### つつじが丘分室

所在地 昭島市つつじが丘三丁目1番30号

構造 新幹線の車輜を使用

開館 平成4年4月17日

面積 73.00㎡

### やまのかみ分室

所在地 昭島市拝島町三丁目10番3号

構造 鉄筋コンクリート造 1階部分の1室

開館 平成11年4月8日

面積 57.00㎡（市立やまのかみ会館の併設施設）

### 移動図書館（もくせい号）

運行開始 昭和62年10月5日

巡回予定表

曜日		サービス・ステーション	時間
第1・ 第3	火	偕生園	2:15~3:00
		朝日町いこい公園	3:30~4:15
	水	昭島病院内	2:15~3:00
		武蔵野二丁目北児童遊園	3:30~4:15
	金	東京西徳洲会病院内	2:15~3:00
		田中町住宅	3:30~4:15
第2・ 第4	火	大神会館	2:15~3:00
		北文化公園	3:30~4:15
	水	拝島公園	2:15~3:00
		東ノ岡児童遊園	3:30~4:15
	木	あおぞら公園	3:30~4:15
	金	西武拝島ハイツ	2:15~3:00
		堀向会館	3:30~4:15

## 2 開館日及び開館時間

市民図書館の開館日及び開館時間は、平成13年度の夜間開館の実施及び、平成20年度の祝日開館の実施等を経て現在に至っておりますが、開館時間がまちまちで、市民の皆様からも、わかりにくいとの苦情やシンプルにしてほしいとの要望を多くいただいております。これからは、利用しやすくなるよう開館時間の平準化が必要です。

曜日	開館時間	
	市民図書館	昭和分館、緑分館、やまのかみ分室
火	午前10時～午後8時	午前10時～午後6時
水	午前10時～午後6時	
木	正午～午後6時	正午～午後6時
金	午前10時～午後8時	午前10時～午後6時
土日・祝日	午前10時～午後5時	午前10時～午後5時

火～日	つつじが丘分室
祝日	午後0時30分～午後5時

※休館日は、毎週月曜日及び年末年始

《参考》多摩26市の状況（平成28年4月1日現在、対象は、各市の中央館、閉館時刻は、週3日以上の場合）

開館時刻	午前 9時 00分	4市	閉館時刻	午後 5時 00分	2市
	午前 9時 30分	6市		午後 6時 00分	2市
	午前10時 00分	16市		午後 7時 00分	5市
				午後 8時 00分	15市
				午後 8時 30分	1市
				午後10時 00分	1市
休館日	月 1日	3市			
	月 2日	3市			
	月 3日	1市			
	週 1日	7市			
	週 1日と月 1日	12市			

## 3 図書館サービス

### (1) 資料収集と蔵書状況

図書館資料は、「昭島市民図書館資料収集方針」、「昭島市民図書館図書選定基準」及び「昭島市民図書館における地域資料収集基準」に従い、一般書、児童書及び地域資料等を収集し保存していますが、各館の書架は既に飽和状態であり、かつ外部書庫等の許容量も少なくなっています。今後も幅広く多様性のある蔵書構成を実現するためには、資料を適切に保存・管理のできる機能の拡充が課題となっています。

## 各館の所蔵状況

(単位：冊)

	本館	昭和分館	緑分館	つつじが丘分室	やまのかみ分室	移動図書館	外部書庫	合計
一般書	170,204	11,028	11,330	1,805	7,889	4,803	53,342	260,401
児童書	46,939	14,535	15,907	10,597	8,458	6,139	8,875	111,450
合計	217,143	25,563	27,237	12,402	16,347	10,942	62,217	371,851

地域資料 54,862点

## (2) 利用状況

図書資料の貸出については、読める範囲で冊数の制限はなく、貸出期間は3週間、CD及びカセットテープは3点まで、貸出期間は1週間となっています。利用登録者数及び登録率は年々減少傾向にあり、登録者数を見ると特に、中学・高校生の年代の図書館離れが目立っています。一方貸出数は、わずかではありますが増加傾向にあります。今後は、中学・高校生をはじめ、各年代のニーズに応えられる図書館となるよう蔵書の充実を図るとともに、効果的なイベントの実施及び、図書館ホームページや各種媒体を活用した効果的なPR活動を行う必要があります。

## 登録率推移

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	登録者	登録率	登録者	登録率	登録者	登録率	登録者	登録率	登録者	登録率
0～6歳	32	0.5%	22	0.3%	28	0.4%	33	0.5%	42	0.6%
7～12歳	4,813	80.7%	4,679	79.9%	4,613	79.1%	4,524	78.9%	4,395	77.3%
13～15歳	1,415	47.0%	1,437	47.0%	1,396	45.3%	1,305	43.4%	1,265	42.4%
16～18歳	1,004	33.1%	997	33.1%	954	32.0%	1,015	33.5%	964	31.5%
19～29歳	3,322	23.6%	3,303	24.1%	3,065	23.1%	2,902	22.1%	2,764	21.3%
30歳代	4,631	27.1%	4,506	27.7%	4,221	26.7%	3,925	25.6%	3,763	25.1%
40歳代	4,281	25.5%	4,359	25.5%	4,300	24.6%	4,289	24.2%	4,244	24.1%
50歳代	2,714	19.7%	2,686	19.8%	2,572	18.9%	2,509	18.3%	2,534	18.3%
60歳代	3,156	19.7%	3,286	20.6%	3,183	20.3%	3,157	20.2%	3,146	19.9%
70歳代～	2,260	13.2%	2,455	13.8%	2,501	13.5%	2,635	13.9%	2,717	14.1%
合計	27,628	24.3%	27,730	24.6%	26,833	23.8%	26,294	23.3%	25,834	22.9%

## 個人貸出数の推移

(単位：冊)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
本館	437,656	432,612	418,918	412,922	379,343
分館等	240,733	267,052	263,921	270,533	278,878
合計	678,389	699,664	682,839	683,455	658,221

※27年度の本館貸出数の減は、耐震補強工事による一部閉館によるものです。

### (3) レファレンスサービス

レファレンスサービスは、学習や調査・研究をサポートするサービスとして、図書館には欠かせないサービスです。これからの図書館は、レファレンスサービスを充実させることにより、利用者の課題解決に向けて的確な情報を迅速に提供することが求められます。そのためには、参考図書等に加え、オンラインデータベース等、情報ツールの充実や他機関との連携の強化とともに、幅広い分野にわたる知識と経験を有する専門職員を配置する必要があります。

### (4) 児童サービス（子ども読書活動推進事業）

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。現在、おはなし会の定期開催、小学校や保育園へ訪問しての図書館や図書の紹介を行い、本に親しむことを伝える派遣事業及び各種イベントの実施等、子ども読書活動推進計画に基づき児童サービスを展開しておりますが、今後も新たなサービスの実施等検討していく必要があります。

また、ティーンズコーナーを設ける等、中学・高校生になっても親しみやすい図書館であり続けるよう、青少年への取組みの充実も図っていく必要があります。

### (5) 高齢者サービス

図書館利用者における高齢者の登録は年々増加傾向にあり、今後も利用の増加が見込まれます。これまでも、高齢者向けの啓発講座や大活字本の配置等を行ってまいりましたが、これからはさらに、地域で新たなライフステージを迎えた高齢者の方への良好な読書環境の提供や、新たな学びや地域社会へ参加する場の提供等、幅広いサービスを展開する必要があります。

### (6) 障害者サービス

障害者サービスとして、本市ではこれまで録音図書の作成・貸出しや対面朗読及び点字図書の貸出し等のサービスを行っております。これからも障害のある方のニーズに、より応えたサービスの提供を継続して行うとともに、平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にしたがい、来館や移動時のバリアフリー化、DAISY再生機や拡大読書器等読書支援機器の設置、



手話や筆談等、意思疎通に配慮する等、図書館利用における使いづらさの解消を進めていく必要があります。

(7) 地域資料サービス

本市では、市民図書館開館以来 40 年余りの間、本市及び近隣について記された資料や、新聞の地域版のマイクロフィルム化による保存等、地域資料の収集に努めてまいりました。今後は、社会教育課との連携を強化し、地域の歴史と文化を確実に次の世代に伝えていくことができるよう、また、地域を対象としたレファレンスについてもニーズに応じた的確な対応ができるよう努める必要があります。

(8) 多文化・多言語サービス

多文化・多言語の資料を収集し提供することは、国際化が進む社会の中で、外国人市民にも図書館サービスを利用していただけるとともに、日本人の利用者にとっても外国語の学習や様々な文化に触れる機会となります。本市では、これまで英語の資料の所蔵に偏っていましたが、今後は可能な限り様々な言語の資料を収集するほか、利用案内等の情報も多言語に対応できるよう努める必要があります。

(9) 視聴覚資料サービス

これまで本市では、視聴覚資料サービスとしてカセットテープ及びCDの貸出しのみを行っておりましたが、これからは、DVD等映像資料の館内での視聴の提供等、サービスの拡充を検討していく必要があります。

(10) 市民との協働

市民との協働の一環として、読み聞かせボランティアとのおはなし会の実施や配架ボランティアによる配架及び書架整理をお願いしています。これからは、新しい図書館の開館を控え、より多くのボランティアのご協力が必要になるとともに、ボランティア団体との共催による事業実施等、新たな協働の取組みを模索していく必要があります。

(11) 学校との連携

子ども読書活動推進事業の一環として市内小学生の図書館施設見学や中学生の職場体験の受入、小学校等を訪問してのブックトークや図書館の紹介及び、団体貸出等を行い、学校との連携を図っています。今後も引き続き連携を強化し、新しい学習指導要領に基づく教科書にあわせ、調べ学習についても対応していく必要があります。

(12) ICTの導入

現在、貸出、返却及び予約等の図書館業務を行う電算システムをはじめ、インタ

ーネットを利用して蔵書の検索や予約ができるシステムを導入しており、また、平成 28 年 8 月からは、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスや新聞や官報などのオンラインデータベースを導入しております。今後は、I C タグを利用した自動貸出などのセルフサービス化や電子書籍の導入及び、デジタルサイネージなどを利用した情報提供など、時代に即した新たな I C T の導入を検討し、更なる市民サービスの向上を図っていく必要があります。

## 第2章 基本的な考え方（基本方針）

昭島市民図書館の現状と課題を踏まえ、次のとおり基本理念及び基本目標を定め、図書館運営を進めて参ります。

### 1 基本理念

学び、習い、楽しみ、育む知の拠点  
～本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、  
新たな価値を創造する場を目指して～

第2次昭島市教育振興基本計画における生涯学習推進の目標「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」をふまえ、「学び、習い、楽しみ、育む知の拠点～本と情報を仲立ちとして人が集い、つながり、新たな価値を創造する場を目指して～」を基本理念とします。

### 2 基本目標

図書館が地域に開かれた知の拠点として、市民の学びを支え、地域や住民の課題解決に必要な資料や情報の提供を実現するために5つの目標を掲げます。

#### (1) 学び成長を応援する図書館

- ① 様々な世代の学びに役立てるよう、幅広い分野の資料を収集し、蔵書の充実に努めます。
- ② 休館日の削減及び開館時間の延長を図り、利便性の向上と学習機会の拡大を目指します。
- ③ 新しい学習指導要領に基づく教科書に従い、図書館を使って「調べる」ことについて、学校との連携を密にし、協力・支援を行うことにより、児童・生徒の学びを応援します。

#### (2) 仕事や暮らしに役立つ図書館

- ① 自館の資料のみならず、他機関の資料やインターネット等あらゆる情報を活用する等レファレンス機能を強化し、仕事や暮らしにおける課題解決に役立てるよう努めます。
- ② 利用者自らがインターネットやオンラインデータベース等から情報を収集で

きるよう、ICT環境を整備するとともに、図書館の賢い使い方の案内や図書館を使って「調べる」ことについての講座等を行うことにより、仕事や暮らしの課題に利用者自ら図書館を使って調べることに取り組めるよう働きかけます。

### (3) 楽しい図書館

- ① 子ども読書活動推進計画に従い、おはなし会や定期的な楽しいイベントを通して、図書館に親しんでもらい、乳幼児期からの読書習慣の定着を図ります。
- ② ティーンズコーナーの充実等、中学・高校生が利用しやすく楽しめるよう努めます。
- ③ 高齢者向けのイベントや講座、読み聞かせ等を実施し、生涯学習活動や余暇活動の充実に役立てていただきます。
- ④ 視聴覚資料の充実を図り、映像資料等、貸出しだけでなく館内で視聴できるよう計画を進めます。

### (4) 地域とつながる図書館

- ① 地域資料は、地域の歴史、現状、将来を知るために、また、地域の伝統的な習慣、風俗、文化などを継承していくために欠かすことのできない資料です。今後も継続して地域資料の収集・保存に努めてまいります。
- ② 地域への関心を高め、地域の良さを知ることを通して愛着を育み、地域に根ざした視点からの新たな「気づき」のきっかけとなるよう、郷土資料室との連携を密にし、歴史的資料から現在の地域の情報まで、デジタル化して公開する等、積極的に発信していくことに努めます。
- ③ 本と情報を仲立ちとして、人と人がつながり、人と組織がつながり、組織と組織がつながる集いの場として、図書館を拠点とした市民の自主的な活動を促し、併せて、学習・研修及び発表ができるスペースを確保し、継続的な学びを支援することにより、知的な交流の中から新しい知恵を生み出し、地域に還元できるよう努めて参ります。
- ④ 学校との連携を強化し、引き続き職場体験、施設見学の受け入れ及び地域についての学習に必要な図書資料等の団体貸出を行うとともに、図書館利用の啓発を積極的に行います。
- ⑤ おはなし会や配架などのボランティア等、市民との協働による図書館サービスの充実を図るとともに、ボランティア団体との共催での事業実施等、市民との協働を進めます。
- ⑥ 図書館協議会や利用者アンケート等からのご意見を図書館サービスに生かし、常に成長、発展を図って参ります。

### (5) 誰にでも利用しやすい図書館

- ① 高齢者や障害のある方にやさしい施設・設備の充実を図ります。
- ② DAISY図書（録音図書）の作成や対面朗読等、利用者のニーズに応えら

れるサービス体制の整備に努めます。

- ③ 図書館に来館することが困難な方に、宅配等のサービスの充実を図ります。
- ④ 外国人市民にも図書館を利用していただけよう、また、日本人の利用者にとっても外国語の学習や様々な文化に触れる機会の提供ができるよう、多言語・多文化コーナー等を設置し、蔵書の充実とPRを図ります。

### 第3章 これからの昭島市民図書館

現在の市民図書館は、平成31年度中に取り壊すことが予定されており、新たに（仮称）教育福祉総合センター内に図書館機能が設置されます。本章では、これからの昭島市民図書館の整備及び運営等について次のとおり考えます。

#### 1 新しい図書館の整備

##### （1）（仮称）教育福祉総合センター内図書館機能の整備

つつじが丘南小学校跡地に計画されている（仮称）教育福祉総合センター内に蔵書規模39万冊、閲覧席300余席、その他学習室等を備えた図書館機能を設置し、本市の中央館として位置づけます。

##### （2）東部地区の新たな分館の整備

都道の建設に伴い廃止される市民図書館に代わる施設として、立川基地跡地の民間利用区画内に蔵書規模5万冊程度の分館を設置します。

##### （3）市内図書館ネットワークの確立

本市の図書館は、市民図書館、昭和分館、緑分館、つつじが丘分室、やまのかみ分室及び移動図書館で構成されていますが、平成31年度には現市民図書館が閉館となり、新たに（仮称）教育福祉総合センター内図書館及び東部地区の新たな分館が加わる予定です。

これまでも各館は図書館システムネットワークで結ばれ、連携しておりましたが、これからも同様に連携し情報の共有と配送等の効率化に努めます。

#### 2 図書館運営について

##### （1）運営体制

市民図書館は、これまで直営方式により施設運営が行われていましたが、平成23年度から分館、分室及び移動図書館を業務委託形式により運営しています。

今後、（仮称）教育福祉総合センター内図書館及び東部地区分館の新設を控え、図書館規模の拡大やICT環境の整備など、市民から求められるサービスの増大が見込まれ、必然的に人件費も含めたランニングコストの増加を余儀なくされる所です。

このことを踏まえ、新たな図書館運営については、平成24年3月策定の「社会教育複合施設建設計画基本方針・基本計画」において「新たな図書館運営には、市の置かれている財政状況から、職員のみで対応することには限界があり、運営手法の検討にあたっては市の置かれている現状から、最適な手法を決定する必要がある」との意見もあることから、市民サービスの向上と経費の抑制を両立させた、より効果的・効率的な運営を目指すためにも民間活力の導入を検討する必要があります。

なお、図書館の運営については、これからの市財政に大きく影響を及ぼすと予想

されることから、他の専門委員会等で更なる審議が必要と考えます。

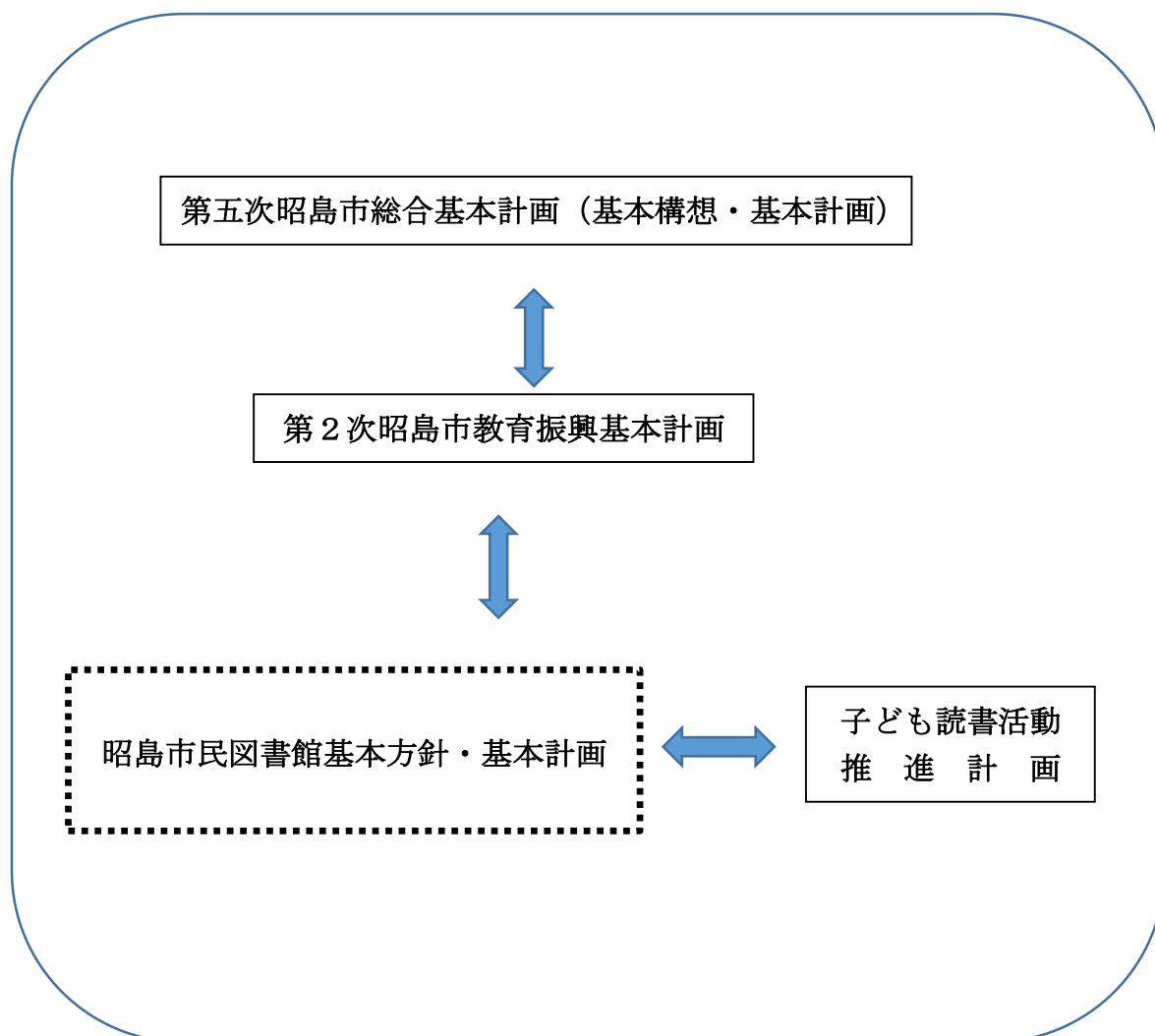
## (2) 効率的な技術の導入

業務の効率化を図り、人的資源をレファレンス等図書館の根幹を成すサービスに集中させることができるよう、図書資料に IC タグを導入し、自動貸出機等最新技術を導入し、貸出し及び予約本の受け取りをセルフサービス化します。また、(仮称)教育福祉総合センター内図書館では、自動化書庫を導入し、閉架書庫の効率的な運用を図ります。

## 第4章 基本方針・基本計画の実現に向けて

### 1 基本方針・基本計画の位置付け

この基本方針・基本計画は、第五次昭島市総合基本計画の教育における分野別計画である第2次昭島市教育振興基本計画の個別計画として策定するもので、関連する施策別分野計画との連携・整合を図ります。



### 2 運営方針とサービス目標の設定

図書館長は、本計画の実現にむけ、毎年度の運営方針及びサービス目標を定め、目標の達成に努めます。

### 3 計画の進行管理

計画の進行管理は図書館長が行い、各種統計や利用者アンケート、サービス指標などを参考に自己評価を行います。その結果と運営状況を併せて図書館協議会へ報告し、評価と提言を行っていただき、それを教育委員会に報告するとともに、市民に公表いたします。



#### 4 計画の見直し

計画策定後、社会情勢や図書館を取り巻く環境の変化により、見直しが必要になった場合、及び、自己評価の結果見直しが必要であることが明らかとなった場合には適宜計画の見直しを行います。

## <資料 1> 昭島市市民図書館協議会条例

昭和 48 年 4 月 5 日 条例第 16 号

### 改正

平成 13 年 3 月 8 日 条例第 3 号

平成 24 年 3 月 28 日 条例第 7 号

昭島市市民図書館協議会条例

(設置)

**第 1 条** 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条の規定に基づき、昭島市市民図書館に昭島市市民図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

**第 2 条** 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

全部改正〔平成 24 年条例 7 号〕

(委員)

**第 3 条** 委員は、次に掲げる者のうちから昭島市教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者 2 人以内
- (2) 社会教育の関係者 3 人以内
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 人以内
- (4) 学識経験のある者 2 人以内
- (5) 公募による市民 2 人以内

追加〔平成 24 年条例 7 号〕

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 昭島市教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、任期中であつても委員を解任することができる。
- 3 昭島市教育委員会は、委員が欠けた場合は、補欠委員を任命することができる。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 24 年条例 7 号〕

(会長及び副会長)

**第 5 条** 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選による。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成 24 年条例 7 号〕

(会議)

**第 6 条** 協議会は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成 24 年条例 7 号〕

(会議の公開)

**第7条** 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。

一部改正〔平成24年条例7号〕

(委任)

**第8条** この条例の施行について必要な事項は、昭島市教育委員会が定める。

一部改正〔平成24年条例7号〕

**附 則**

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和48年5月規則第8号で、同48年5月12日から施行)

**附 則** (平成13年3月8日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。(後略)

**附 則** (平成24年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に昭島市民図書館協議会の委員である者は、改正後の昭島市市民図書館協議会条例第3条で定める委員の任命の基準により任命されたものとみなす。

〈資料2〉 昭島市民図書館協議会委員名簿

任期 平成28年8月1日～平成29年7月31日

氏 名	選 出 区 分
真 如 むつ子	学校教育の関係者
金 井 康	学校教育の関係者
美 坐 孝 明	社会教育の関係者
岩 田 道 雄	社会教育の関係者
矢 藤 秀 一	社会教育の関係者
吉 野 友 子	家庭教育の向上に資する活動を行う者
大 串 夏 身	学識経験のある者
本 多 豊 國	学識経験のある者
原 幸 子	公募による市民
田 副 彰 三	公募による市民

〈資料3〉昭島市民図書館協議会開催経過

	開催日	内容
第1回	平成28年7月14日	昭島市民図書館基本方針・基本計画策定について諮問 内容審議
第2回	平成28年9月27日	内容審議
第3回	平成28年10月13日	内容審議 答申案取りまとめ
第4回		

